議案第９号

八幡浜市立児童館設置条例の一部を改正する条例の制定について

標記条例を次のように制定する。

平成３１年２月２６日提出

八幡浜市長　大　城　一　郎

記

八幡浜市立児童館設置条例の一部を改正する条例

八幡浜市立児童館設置条例（平成１７年条例第１２０号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定中下線で示し、又は太枠で囲まれた部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示し、又は太枠で囲まれた部分に示すように改正する。

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>
八幡浜市立児童センター設置条例

（設置）
第１条　児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号。以下「法」という。）第３５条第３項の規定に基づき、児童センターを設置する。
（名称及び位置）
第２条　児童センターの名称及び位置は、次のとおりとする。
<table>
<tr><th>名称</th><th>位置</th></tr>
<tr><td>八幡浜児童センター</td><td>八幡浜市栗野浦４６３番地１</td></tr>
<tr><td>保内児童センター</td><td>八幡浜市保内町宮内１番耕地３６番地１</td></tr>
</table>
（児童センターの利用）
第３条　児童センターの施設は、法第４０条に掲げる目的のために利用するものとする。
第４条　次の各号のいずれかに該当する者は、児童センターの利用を承認しないものとする。
(1)・(2)　（略）
(3)　前２号に掲げるもののほか、市長が行う児童センターの管理に関する指示に従わない者
（事業）
第５条　児童センターは、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにするため、おおむね次に掲げる事業を行う。
</td><td>
八幡浜市立児童館設置条例

（設置）
第１条　児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号。以下「法」という。）第３５条第３項及び第４０条の規定に基づき児童館を設置する。
（名称及び位置）
第２条　児童館の名称及び位置は、次のとおりとする。
<table>
<tr><th>名称</th><th>位置</th></tr>
<tr><td>八幡浜市立児童館</td><td>八幡浜市字タイ４８７番地</td></tr>
<tr><td>八幡浜児童センター</td><td>八幡浜市栗野浦４６３番地１</td></tr>
</table>
（児童館の利用）
第３条　児童館の施設は、法第４０条の目的のため利用する。
第４条　次の各号のいずれかに該当するものは、利用を認めない。
(1)・(2)　（略）
(3)　前２号に掲げるもののほか、市長が行う児童館管理に関する指示に従わない者
（事業）
第５条　児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操を豊かにするため、おおむね次に掲げる事業を行う。
</td></tr>
</table>

(1)～(4)　（略） （職員） 第６条　児童センターに、センター長のほか、必要な職員を置く。	(1)～(4)　（略） （職員） 第６条　児童館　　に館長　　のほか、必要な職員を置く。

附　則

この条例は、平成３１年４月１日から施行する。

提案理由

保内児童センターの新設に伴い、所要の改正を行うため。